

地域内流通体制確立事業実施要領の運用について

制 定	令和 5 (2023) 年 4 月 10 日	生振第 24 号
一部改正	令和 7 (2025) 年 4 月 1 日	生振第 70 号
一部改正	令和 8 (2026) 年 4 月 1 日	生振第 184 号

第 1 事業の一般的な留意事項について

1 事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号)、「栃木県補助金等交付規則」(昭和 36 年栃木県規則第 33 号)に基づき、「補助事業執行の手引」(令和 5 (2023) 年 4 月栃木県農政部発行)を参考に、適切に行うこととする。

2 事業実施主体は、次に掲げる者とする。

(1) 実施要領別表の 1

生産者・集荷業者・製造事業者で構成する研究会（次に掲げる事項を定めた規約等について各構成員が同意した団体をいう。以下「研究会」という。）

- ① 目的
- ② 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
- ③ 意思決定方法
- ④ 事務処理及び会計処理の方法
- ⑤ ①から④までに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

(2) 実施要領別表の 2

実施要領別表の 1 に取り組む研究会の構成員となっている生産者及び集荷業者とし、生産者の要件は以下のとおりとする。

- ① 生産者は、認定農業者であり、地域計画に位置付けられた担い手とする。
- ② 事業実施後に農地所有適格法人を設立した場合は、すみやかに農業振興事務所長に組織の定款を提出するとともに、本事業により整備した機械の法人化後の組織への譲渡や長期間の貸付け等について財産処分の承認申請を行い、遅滞なく農業振興事務所長の承認を受けること。

3 事業の実施期間は、次の期間を上限とする。

- (1) 実施要領別表の 1 の実施期間は、最長 3 年間とする。
- (2) 実施要領別表の 2 の実施期間は、研究会の構成員のうち生産者及び集荷業者ごとに原則として 1 年間とする。

4 本事業については、次のことに留意して事業を実施するものとする。

- (1) 過去の補助事業で施設・機械の導入実績がある場合、その事業の成果目標を達成している、又は達成の見込みであること。
- (2) 本事業は、実施要領別表に掲げた対象品目の産地づくりと地域内流通の体制整備に向けて、対象品目の導入や生産拡大に必要な農業機械の導入を支援するものであり、既存機械の単純更新は支援対象外とする。
- (3) 原則として、ソフトウェアのみの製品、取組品目の生産拡大の用途以外に容易に供されるような汎用性の高いもの（運搬用トラック、トラクター、フォークリフト等）、財産以外に影響を与えるもの（土地改良区財産の水路やポンプに取り付ける制御装置等）は補助対象としない。
- (4) 補助対象とする機械は、原則として耐用年数が 7 年以上のものとし、同規模、同能

力への更新及び過去に補助事業で導入したものの更新は対象としない。

- (5) 原則として事業費が 50 万円未満（1ヶ所または1台当たり）の機械は補助対象としない。
- (6) 機械の導入については、農政部「補助事業の妥当性を判断する基準（平成 30（2018）年 12 月 20 日付け経技第 796 号）」4 で定める基準を満たす機械とする。
- (7) 導入する農業機械が安全性検査の対象となっている田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち、令和 7（2025）年 4 月以降に販売される型式のものは、農研機構が実施する安全性検査に合格している機種から選定する。
- (8) 実施要領別表の 1 の対象とする経費は、新規作付け又は作付拡大に係る係増し経費とする。

第 2 事業の周知について

農業振興事務所は、関係機関等と連携して幅広く事業を周知するとともに、事業実施要領の別紙様式 1 により事業の要望把握に努めるものとする。

第 3 事業の採択について

生産振興課は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が配分予定額を上回る場合には、次に掲げる方法により配分するものとする。

- (1) 事業実施主体（研究会又は研究会の構成員のうち生産者及び集荷業者）ごとに別表の配分基準表に基づき、配分基準ポイントを算出する。
- (2) 対象品目の産地づくりを優先して支援するため、配分予定額の範囲内で、(1) で算出したポイントの高い事業実施主体から順に配分を行う。なお、(1) で算出した配分基準ポイントが同一の場合は、作付面積が大きい事業実施主体を優先して配分するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 5（2023）年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 7（2025）年度分の補助金から適用する。
- 2 改正前の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 8（2026）年度分の補助金から適用する。
- 2 改正前の規定に基づく事業については、なお従前の例による。
- 3 この要領は、令和 11 年（2026）年 3 月 31 日をもってその効力を失う。ただし、同日までに交付決定された補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表 配分基準表

1 需要対応地域モデル育成事業

項目	取組評価基準	ポイント
実証栽培に取り組む面積	1ha 未満	1
	1ha 以上 5ha 未満	2
	5ha 以上 10ha 未満	3
	10ha 以上	4
取組品目の作付面積の拡大率	拡大率 10%以上 15%未満	1
	拡大率 15%以上 20%未満	2
	拡大率 20%以上 25%未満	3
	拡大率 25%以上 30%未満	4
	拡大率 30%以上	5
需要拡大に向けた取組 ・実証栽培により生産された対象品目を材料とした加工品の試作 ・アンケート調査等による地域内の食品加工業者への評価収集 ・食品加工業者の評価結果に基づく分析 ・食品加工業者の店舗等における県産米粉等の需要拡大・消費拡大イベント ・地域内を中心とした流通合理化に向けた検討 ・その他需要拡大に向けた取組	需要拡大に向けた取組を 2 つ実施する場合	1
	3 つの取組を実施する場合	2
	4 つの取組を実施する場合	3
	5 つの取組を実施する場合	4
	6 つ以上の取組を実施する場合	5
対象品目を材料とした加工品を取り扱う食品事業者数の増加率	増加率 10%以上 15%未満	1
	増加率 15%以上 20%未満	2
	増加率 20%以上 25%未満	3
	増加率 25%以上 30%未満	4
	増加率 30%以上	5
販売金額の増加	100 万円未満	1
	100 万円以上 300 万円未満	2
	300 万円以上 500 万円未満	3
	500 万円以上 1,000 万円未満	4
	1,000 万円以上	5
地域への波及効果等	事業実施計画が需要拡大・地域内流通拡大に向けた実現可能な取組であり、地域への波及効果及び経済効果が見込まれる。	5

2 需要対応地域実践支援事業

項目	取組評価基準	ポイント
事業実施年度における対象品目の実証栽培に取り組む面積	0.5ha 未満	1
	0.5ha 以上 3ha 未満	2
	3ha 以上 5ha 未満	3
	5ha 以上	4
目標年度における対象品目の生産量又は集荷量（乾燥調製後の重量換算） ※対象品目の栽培または集荷を新たに開始する場合に選択可能	30t 以上 60t 未満	1
	60t 以上 90t 未満	2
	90t 以上 120t 未満	3
	120t 以上 150t 未満	4
	150t 以上	5
対象品目の生産量又は集荷量の増加率	増加率 10%以上 15%未満	1
	増加率 15%以上 20%未満	2
	増加率 20%以上 25%未満	3
	増加率 25%以上 30%未満	4
	増加率 30%以上	5